

第六号様式（第十六条関係）

隔離栽培命令書

年 月 日

・・・殿

・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

植物防疫法第8条第7項の規定により下記1の植物を下記2の条件に従つて隔離栽培することを命ずる。

1 植物の種類及び数量

2 隔離栽培の条件

- (1) ・・・都道・・・市郡・・・区・・・番地・・・に植え付けること。
府県 区 町村
- (2) 当該栽培地の周囲・・・メートル以内の地に・・・年・・・月・・・日から・・・箇月間・・・等の植物を栽培しないこと。
- (3) 隔離栽培の期間は、・・・年・・・月・・・日から・・・箇月間とすること。
- (4) 管理の責任者は、（氏名）とすること。
- (5) 栽培中検疫有害動植物が発生した場合は、遅滞なく、植物防疫所にその旨を通知すること。
- (6) 植物防疫官の承認があるまでは、当該植物を前記栽培地から移動しないこと。
- (7) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行うこと。

本様式・・・一部改正〔昭和27年4月農林省令20号〕、全部改正〔昭和31年9月農林省令45号〕、一部改正〔昭和49年10月農林省令46号・平成9年3月農林水産省令9号・令和2年12月83号〕